

2013 年度（平成 25 年度）政務活動費の公表にあたって

2014 年 7 月 1 日

日本共産党岡山県議団

団長 森脇久紀

1. 日本共産党県議団は「政務調査費の交付に関する条例」が制定（2001 年）されて以来、政務調査費（13 年度から「政務活動費」に名称変更）の会計帳簿と全ての領収書を「自主公表」し、今年で 14 回目の公表を迎えました。

岡山県議会は 2008 年に条例を一部改正し、2009 年度分から政務調査費領収書の公表に踏み出しました。しかし、全ての領収書が公表対象でなく、「1 件当たりの金額が 1 万円を超えるもの（支出額を按分した場合は、按分後の金額が 1 万円超）に限る」とされました。

地方自治法の改正により、①名称が「政務調査費」から「政務活動費」となり、交付名目が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費」に改める、②「政務活動費を充てることができる経費の範囲」を条例で定める、③「用途の透明性の確保に努める」とされました。これを受け、「岡山県議会の政務調査費の交付に関する条例」および「政務調査費マニュアル」が改正され、「経費の範囲」として新たに要請陳情、住民相談、各種会議への参加などが加わりました。条例改正にあたって、日本共産党県議団は「用途範囲が拡大されるのに公表は制限し続けるのは許されない」「透明性の確保に努めると明記された」と、全領収書公表を求める自民党以外の他会派とも共同し、2 度条例改正案を提出しましたが、多数を占める自民党によって否決されています。

日本共産党県議団は、「1 万円超の領収書」を条例通り公表するとともに、従来おこなってきたように、「全ての領収書」を県議会控室とホームページで「自主公表」します。

2. 日本共産党県議の場合、2013 年度について、森脇、氏平 2 人の全ての領収書の合計は 176 件ですが、そのうち 1 万円超の領収書は 42 件で、件数で言うと全体の約 23%に過ぎません。1 万円超の支出の主なものは、広聴広報費（ニュースの印刷および送料など）、事務所費（事務所家賃）、研修費などです。1 万円以下の支出には、ガソリン代、携帯電話料金、書籍代、事務用品などがあります。

全体にわたって適正な使用かどうか、市民が判断できるようにするためにも、また、1 万円超の領収書件数が全体の 2 割程度ということを見ても、全領収書公表が不可欠です。住民の方から「疑うわけではないけれど」と前置きして次のような意見をいただきました。「1 万円未満の領収書が公表されないということは、公表していない領収書は本当に 1 万円未満なのか、1 万円超が含まれていないのか、真実がわか

らない」と。

このように公表に制限を加えていることは多くの問題があります。私たちは引き続き全領収書公表へ条例の改正を求めていきます。

3. 「政務活動費マニュアル」では、議員団としておこなった調査研究や広報（ニュース）、事務局員の雇用などは、各議員が「会費」として拠出し、「調査研究費」に計上することになっています。この「会費」制には大きな問題があります。それは、「会費」として県議団が発行した領収書だけしか公表対象にならず、その中に「1万円超の支出」があっても、その内容については公表しなくて良いことになっていることです。この点も改善が必要と考えています。

日本共産党県議団は、この「会費」についても、使途の内容、直接相手方発行の領収書、委託研究等の場合の成果報告書などの資料を作成し、これらも控室で「自主公表」しています。

4. 政務活動費は議員毎に年額 420 万円支給され、支出総額との間で残余がある場合は返還することになっています。今年度の返還額は、森脇が 51 万 5,818 円、氏平は 163 万 6,106 円でした。
5. 政務活動費の使途や按分率については、政務活動費本来の目的、「政務活動費の交付に関する条例」や「政務活動費マニュアル」に基づいて、不断に見直すことが必要です。2012 年度までに、事務局職員の給与、事務所家賃、交通費、ホームページの管理・運営費用や携帯電話料金等について、按分率を見直し政務調査費からの支出を減額しました。13 年度に見直した項目はありませんでしたが、今後も住民の皆様のご意見に耳を傾け、不断の見直しに努力します。
6. 政務調査活動の質を向上させ、議会活動を豊かにするため、団として、2013 年度も外部の専門家等への調査委託、幅広く住民の声をうかがう機会をもちました。

< 温室効果ガス排出量公表制度の分析（継続） >

公益財団法人「水島地域環境再生財団」に委託し、岡山県が 2010 年度から実施している「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」により報告されたデータを分析し、岡山県の地球温暖化防止対策に生かそうとするもので、今回 4 回目となります。温室効果ガス排出削減のとりくみは継続するものであり、データ分析や提言についても継続性が必要となります。

今回は、事業者の方々に向けたアンケートも実施しました（312 社に郵送、132 社から回答。回答率 42%）。アンケートでは、県制度のメリットや活用状況、報告にかかる

負担、改善を求めたい点などをうかがいました。

この結果もふまえ、今回の提言では、①県の制度が自社のとりくみをすすめる上で参考にされている回答が多く、重要になっていることが明らかになった一方、国制度でよい、参考になる事業者が他にないなどの回答もあり、県制度の有益性を高める必要があること、②県の報告と国の報告と異なる点が多いことが事業者の負担になっており、工夫・改善を求めること、③再生可能エネルギーの活用に意欲的な事業者は少ない。補助制度など県としての支援制度の導入などを提言しました。

また、企業や市民の意見をきく会も行いました。

7. 政務調査活動は議員が議員として活動する上で極めて重要な活動ですが、その財源は県民の税金であり、支出にあたっては1円たりとも不適正であったり、不透明であってはならないというのが、私たちの基本的な立場です。

自主公表を通じて、県民のみなさんのご指摘をいただきながら、いっそうの改革を図る決意です。